

復興庁



番号	制度名
復興庁	
復興01	公共施設の整備のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設
復興02	土地等の集約化のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30復興01）

(評価実施府省：復興庁)

## 【基本情報】

【總括表】

## 点検結果表

(行政機関名：復興庁)

制度名	公共施設の整備のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税		
区分	■新設	□拡充	□延長

### (1) 達成目標

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。

#### 【復興庁の補足説明】

- ① 本施策の目標は、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備等の定性的なものであり、定量的な目標値を定めることも検討したが、いずれも本来の目標と乖離した内容となることから、定性的な目標にとどめることとした。なお、目標が達成されているかについては、自治体への調査等により、定性的に把握する予定。
- ② 上記のとおり、そもそも目標値を設定することが困難であることから、達成すべき時期を設定することは無意味であると考える。

#### 【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

### (3) 将来の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（所得税及び個人住民税）が税目ごとに予測されていない。
- ② 将來の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

#### 【復興庁の補足説明】

- ① 1件の適用で、全ての特例（所得税、個人住民税、法人税、法人住民税・法人事業税等）が適用されることから、税目ごとに件数を記載する必要はなく、まとめて記載している。
- ② 将來の適用数については、自治体からのヒアリングに基づくものであって、計算式等を用いて算出するものではない。

#### 【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (5) 将來の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額が税目ごとに予測されていない。
- ② 将來の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ③ 将來の減収額（平成31年度）について、「6.9万円」と算定されているが、将来的減収額6.9百万円（平成32年度）及び10.4百万円（平成33年度）とかい離しており、算定に誤りがある。

#### 【復興庁の補足説明】

- ① 修正させていただいた。
- ② 別紙のとおり。
- ③ 修正させていただいた。

#### 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来的減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (7) 将來の効果

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

#### 【復興庁の補足説明】

- ① 本施策の将来的効果を予測する項目はないが、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」がこれに当たると考える。なお、本施策はこれまで実施したものではないことから、「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」を記載することは不可能である。

#### 【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来的効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【復興庁の補足説明】欄には、復興庁から送付された文書を引用している。

**公共施設の整備のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等における  
所得税・法人税・住民税・法人住民税の特例措置創設に係る減収見込額の試算について**

**1 特例の対象となることが見込まれる件数の推計**

**【推計の考え方】**

- 現在、帰還環境整備推進法人として認定されているまちづくり会社は、大熊町の（一社）おおくまちづくり公社のみ。

他方、先進的に空き地・空き家対策に取り組む（一社）葛尾むらづくり公社を有する葛尾村や、帰還環境整備推進法人制度の創設を要望し、現在、当該制度の活用に向けてまちづくり会社を設立している双葉町も、まもなく、帰還環境整備推進法人を認定する見込み。したがって、直近で帰還環境整備推進法人として活動する法人は3社となる見込み。

- 上記3町村における公共施設の整備は、各町村からの聴き取りを踏まえ、各市町村1年当たり1箇所程度となる見込み。その際、利用するのは空き地となる見込み。

- 公共施設の整備に当たって必要となる土地の延面積の平均については、「平成30年版地方財政白書（平成28年度決算）」から推計。市町村立の公共施設の延面積の平均は、1件当たり、 $11,686 \text{ m}^2 / 3,166 \text{ 箇所} \approx 3.7 \text{ m}^2$ と推計。

市民会館、公会堂等の公共施設の延面積について（平成28年度）

	都道府県立	市町村立	合計
箇所数	188	3,166	3,354
延面積（千m <sup>2</sup> ）	2,468	11,686	14,155

「平成30年版地方財政白書（平成28年度決算）」第112表 文化及び体育施設の状況（公立分）から作成

- 公共施設の整備に当たって必要となる土地の価格については、「平成30年地価公示標準地の公示価格等（平成30年1月1日時点）」のなかで、今回の特例の対象となる田村市、南相馬市、川俣町、広野町及び楢葉町の住宅地の1m<sup>2</sup>当たりの価格から、1.78万円と推計。

したがって、公共施設の整備に当たって必要となる土地の価格は、 $3.69 \text{ 千m}^2 \times 1.78 \text{ 万円} = 6,568 \text{ 万円} \approx 6,600 \text{ 万円}$ と推計。

**2 減収見込額の試算**

**【試算の前提】**

- 帰還環境整備推進法人は、市町村による帰還環境整備推進法人の認定の遅れの可能性が高いことを踏まえ、税制特例創設当初の平成31年度から平成32年度までは2法人とし、平成33年度から3法人となると仮定する。

- 適用見込件数は、1を基に、平成31年度：2件（各市町村1件）、平成32年度：2件（各市町村1件）、平成33年度：3件（各市町村1件）と仮定する。

- 法人税及び法人住民税については、平成32年3月31日までは課税停止となっているため、今回の減収見込の試算は行わないこととする。

**【試算】**

**所得税**

- 1件当たりの所得税の減収額の計算式：  

$$2,000 \text{ 万円以下} \times 5\% + 1,500 \text{ 万円} \times 15\% = 325 \text{ 万円}$$

- 所得税の次年度以降（平年度）減収見込額：

平成31年度減収見込額： $(2,000 \text{ 万円} \times 5\% + 1,500 \text{ 万円} \times 15\%) \times 2 \text{ 件} = 650 \text{ 万円} \cdots A$

平成32年度減収見込額： $(2,000 \text{ 万円} \times 5\% + 1,500 \text{ 万円} \times 15\%) \times 2 \text{ 件} = 650 \text{ 万円} \cdots B$

平成33年度減収見込額： $(2,000 \text{ 万円} \times 5\% + 1,500 \text{ 万円} \times 15\%) \times 3 \text{ 件} = 975 \text{ 万円} \cdots C$

平成31～33年度減収見込額： $A + B + C = 2,275 \text{ 万円} \cdots D$

平年度減収見込額： $D \div 3 \approx 758.3 \text{ 万円}$

**住民税**

- 1件当たりの住民税の減収額の計算式：  

$$2,000 \text{ 万円以下} \times 1\% = 20 \text{ 万円}$$

- 住民税の次年度以降（平年度）減収見込額：

平成31年度減収見込額： $2,000 \text{ 万円} \times 2 \text{ 件} \times 1\% = 40 \text{ 万円} \cdots E$

平成32年度減収見込額： $2,000 \text{ 万円} \times 2 \text{ 件} \times 1\% = 40 \text{ 万円} \cdots F$

平成33年度減収見込額： $2,000 \text{ 万円} \times 3 \text{ 件} \times 1\% = 60 \text{ 万円} \cdots G$

平成31年度～平成33年度減収見込額： $E + F + G = 140 \text{ 万円} \cdots H$

平年度減収見込額： $H \div 3 \approx 46.7 \text{ 万円}$

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		公共施設の整備のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(所得税:外、法人税:義)(国1) (個人住民税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)(地1)
		② 上記以外の税目	登録免許税、都市計画税、固定資産税、不動産取得税
3	要望区分等の別		
4	内容		
	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】		
	《現行制度の概要》 —		
	《要望の内容》 帰還環境整備推進法人が、地域利便の増進に寄与する施設の整備のために、空き地・空き家等を取得し、公共施設を整備した場合において、1,500万円の特別控除制度等を適用する。		
	《関係条項》 租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第68条の75、第31条の2、第62条の3、第68条の68 地方税法附則第34条の2		
	5 担当部局		
	復興庁 原子力災害復興班		
	6 評価実施時期及び分析対象期間		
	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:3年間(平成31年4月1日～平成34年3月31日)		
7	7 創設年度及び改正経緯		
8	8 適用又は延長期間		
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 原子力災害により、かつて避難指示が出されていた区域(以下「避難指示解除区域」という。)や、現在整備が進む特定復興再生拠点区域等において、空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を図り、もって原子力災害により避難した住民の帰還を推進する。 《政策目的の根拠》 ○原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する (3) 避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実 ② 帰還する方々への生活環境整備及び当面帰還できない方々への支援 ○福島復興再生基本方針 第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生 第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項 1 避難解除等区域の復興及び再生の基本的考え方 5 帰還環境整備推進法人の帰還環境整備事業への参画

		② 政策体系における政策目的の位置付け	復興庁政策評価体系(※平成30年度復興庁政策評価実施計画の別紙)施策(3)原子力災害からの復興に係る施策の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の対象となる公共施設が整備される件数  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡しようとするインセンティブが働き、その促進が図られることで、居住環境の向上、都市機能の維持増進等の生活環境の整備が図られる。
10	有効性等	① 適用数	平成31年度:2件 平成32年度:2件 平成33年度:3件
		② 適用額	平成31年度:132百万円 平成32年度:132百万円 平成33年度:198百万円
		③ 減収額	平成31年度:所得税6.5百万円、個人住民税:0.4百万円 平成32年度:所得税:6.5百万円、個人住民税:0.4百万円 平成33年度:所得税:9.8百万円、個人住民税:0.6百万円
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 —  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 公共施設が整備されることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備が実現する。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本特例措置が新設されなかった場合、土地等を譲渡しようとするインセンティブが働きかず、土地等の取得に係る交渉に時間を要することとなることから、住環境の向上、都市機能の維持増進等の生活環境の整備が大幅に遅れるおそれがある。
		⑤ 税収減を是認する理由等	帰還環境整備推進法人制度と類似する制度である、都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人制度においても同様の租税特別措置が講じられており、効率的かつ円滑な土地等の取得を可能とするためには、租税特別措置を講ずることが妥当である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、一般の住民や民間事業者等に対して帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡するインセンティブを与えることにより、空き地・空き家等に係る取引を促進しようとするものであり、租税特別措置を講ずることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付けとの役割分担	予算措置は、住民の帰還に向けて、公共施設の整備促進、居住環境の改善等のための支援措置を通じて、主に市町村によるまちづくりの取組を促進しようとするものである。一方、本措置は、一般の住民

		や民間事業者等に対して帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡するインセンティブを与えることにより、空き地・空き家等に係る取引を促進しようとするものである。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—



## 〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30復興02）

(評価実施府省：復興庁)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)		土地等の集約化のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設 (-)									
措置の内容	平成28年度時点	-									
	平成29年度税制改正以後	-									
	平成30年度税制改正以後	-									
政策目的		原子力災害により、かつて避難指示が出されていた区域や、現在整備が進む特定復興再生拠点区域等において、空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境を図り、もって原子力災害により避難した住民の帰還を推進する。									
評価対象税目	義務対象			努力義務対象							
	法人税	法人性民税	法人事業税	所得税	個人住民税						
関係条項	措法第62条の3、第65条の4、第68条の68、第68条の75										
要望内容	複数の空き地等を集約し、その価値を向上することで、民間による活用を促進するため、帰還環境整備推進法人が土地等を取得した場合において、1,500万円の特別控除制度等を適用する。										
創設年度	-	過去の政策評価の実績	-							区分	新設

## 【総括表】

## 点検結果表

(行政機関名：復興庁)

制度名	土地等の集約化のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税		
区 分	■新設	□拡充	□延長

### (1) 達成目標

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。

#### 【復興庁の補足説明】

- ① 本施策の目標は、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備等の定性的なものであり、定量的な目標値を定めることも検討したが、いずれも本来の目標と乖離した内容となることから、定性的な目標にとどめることとした。なお、目標が達成されているかについては、自治体への調査等により、定性的に把握する予定。
- ② 上記の通り、そもそも目標値を設定することが困難であることから、達成すべき時期を設定することは無意味であると考える。

#### 【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

### (3) 将来の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（所得税及び個人住民税）が税目ごとに予測されていない。
- ② 将來の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

#### 【復興庁の補足説明】

- ① 1件の適用で、全ての特例（所得税、個人住民税、法人税、法人住民税・法人事業税等）が適用されることから、税目ごとに件数を記載する必要はなく、まとめて記載している。
- ② 将來の適用数については、自治体からのヒアリングに基づくものであって、計算式等を用いて算出するものではない。

#### 【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (5) 将來の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額が税目ごとに予測されていない。
- ② 将來の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

#### 【復興庁の補足説明】

- ① 修正させていただいた。
- ② 別紙のとおり。

#### 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来的減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

### (7) 将來の効果

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

#### 【復興庁の補足説明】

- ① 本施策の将来的効果を予測する項目はないが、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」がこれに当たると考える。なお、本施策はこれまで実施したものではないことから、「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」を記載することは不可能である。

#### 【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来的効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 【復興庁の補足説明】欄には、復興庁から送付された文書を引用している。

**土地等の集約化のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合における  
所得税・法人税・住民税・法人住民税の特例措置創設に係る減収見込額の試算について**

**1 特例の対象となることが見込まれる件数の推計**

**【推計の考え方】**

- 現在、帰還環境整備推進法人として認定されているまちづくり会社は、大熊町の（一社）おおくまちづくり公社のみ。

他方、先進的に空き地・空き家対策に取り組む（一社）葛尾むらづくり公社を有する葛尾村や、帰還環境整備推進法人制度の創設を要望し、現在、当該制度の活用に向けてまちづくり会社を設立している双葉町も、まもなく、帰還環境整備推進法人を認定する見込み。したがって、直近で帰還環境整備推進法人として活動する法人は3社となる見込み。

- 上記3町村において土地等の集約化を行う見込みのある箇所は、各町村からの聴き取りを踏まえると、3年で各町村 1 箇所程度となる見込み。その際、利用するのは空き地となる見込み。

- 土地等の集約化を行うにあたって対象となる土地については、「平成 25 年住宅・土地統計調査」の持ち家の平均敷地面積から 281 m<sup>2</sup>と推計。

- 土地等の集約化を行うにあたって必要となる土地等の価格については、「平成 30 年地価公示標準地の公示価格等（平成 30 年 1 月 1 日時点）」のなかで、今回の特例の対象となる田村市、南相馬市、川俣町、広野町及び楢葉町の住宅地の 1 m<sup>2</sup>当たりの価格から、1.78 万円と推計。

したがって、土地等の集約化を行うにあたって必要となる土地等の価格は、1 件当たり、 $281 \text{ m}^2 \times 1.78 \text{ 万円} = 500.2 \text{ 万円} \approx 500 \text{ 万円}$  と推計。

**2 減収見込額の試算**

**【試算の前提】**

- 帰還環境整備推進法人は、市町村による帰還環境整備推進法人の認定の遅れの可能性が高いことを踏まえ、税制特例創設当初の平成 31 年度から平成 32 年度までは 2 法人とし、平成 33 年度から 3 法人となると仮定する。

- 適用見込件数は、土地等の集約化をするにあたって、4 つの土地等が必要となると

仮定した上で、1 を基に、平成 31 年度：4 件、平成 32 年度：4 件、平成 33 年度：4 件と仮定する。

- 特例を適用するに当たっては、今回の特例の趣旨を踏まえ、所有権の移転登記がなされると仮定する。
- 法人税及び法人住民税については、平成 32 年 3 月 31 日までは課税停止となっているため、今回の減収見込の試算は行わないこととする。

**【試算】**

**【所得税】**

- 1 件当たりの所得税の減収額の計算式：  
 $2,000 \text{ 万円以下の部分に対する軽減税率による減収} + \text{特別控除による減収} = 500 \text{ 万円} \times 5\% = 25 \text{ 万円}$

- 所得税の次年度以降（平年度）減収見込額：

平成 31 年度減収見込額： $500 \text{ 万円} \times 4 \text{ 件} \times 5\% = 100 \text{ 万円} \cdots A$

平成 32 年度減収見込額： $500 \text{ 万円} \times 4 \text{ 件} \times 5\% = 100 \text{ 万円} \cdots B$

平成 33 年度減収見込額： $500 \text{ 万円} \times 4 \text{ 件} \times 5\% = 100 \text{ 万円} \cdots C$

平成 31～33 年度減収見込額： $A + B + C = 300 \text{ 万円} \cdots D$

平年度減収見込額： $D \div 3 = 100 \text{ 万円}$

**【住民税】**

- 1 件当たりの住民税の減収額の計算式：

2,000 万円以下の部分に対する軽減税率による減収  
 $= 500 \text{ 万円} \times 1\% = 5 \text{ 万円}$

- 住民税の次年度以降（平年度）減収見込額：

平成 31 年度減収見込額： $500 \text{ 万円} \times 4 \text{ 件} \times 1\% = 20 \text{ 万円} \cdots E$

平成 32 年度減収見込額： $500 \text{ 万円} \times 4 \text{ 件} \times 1\% = 20 \text{ 万円} \cdots F$

平成 33 年度減収見込額： $500 \text{ 万円} \times 4 \text{ 件} \times 1\% = 20 \text{ 万円} \cdots G$

平成 31～33 年度減収見込額： $E + F + G = 60 \text{ 万円} \cdots H$

平年度減収見込額： $H \div 3 = 20 \text{ 万円}$

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		土地等の集約化のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(所得税:外、法人税:義)(国3) (個人住民税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)(地3)
		② 上記以外の税目	登録免許税、都市計画税、固定資産税、不動産取得税
3	要望区分等の別		
4	内容		
	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】		
	《現行制度の概要》 —		
	《要望の内容》 複数の空き地等を集約し、その価値を向上することで、民間による活用を促進するため、帰還環境整備推進法人が土地等を取得した場合において、1,500万円の特別控除制度等を適用する。		
	《関係条項》 租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第68条の75、第31条の2、第62条の3、第68条の68 地方税法附則第34条の2		
	5 担当部局		
	復興庁 原子力災害復興班		
	6 評価実施時期及び分析対象期間		
	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:3年間(平成31年4月1日～平成34年3月31日)		
9	7 創設年度及び改正経緯		
	—		
	8 適用又は延長期間		
	3年間(平成31年4月1日～平成34年3月31日)		
	9 必要性等		
	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 原子力災害により、かつて避難指示が出されていた区域(以下「避難指示解除区域」という。)や、現在整備が進む特定復興再生拠点区域等において、空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を図り、もって原子力災害により避難した住民の帰還を推進する。	
		《政策目的の根拠》 ○原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する (3) 避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実 ② 帰還する方々への生活環境整備及び当面帰還できない方々への支援 ○福島復興再生基本方針 第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生 第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項 1 避難解除等区域の復興及び再生の基本的考え方 5 帰還環境整備推進法人の帰還環境整備事業への参画	

		② 政策体系における政策目的の位置付け	復興庁政策評価体系(※平成30年度復興庁政策評価実施計画の別紙)施策(3)原子力災害からの復興に係る施策の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の対象となる公共施設が整備される件数  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡しようとするインセンティブが働き、その促進が図られることで、居住環境の向上、都市機能の維持増進等の生活環境の整備が図られる。
		10 有効性等	① 適用数 平成31年度:4件 平成32年度:4件 平成33年度:4件
		② 適用額	平成31年度:20百万円 平成32年度:20百万円 平成33年度:20百万円
		③ 減収額	平成31年度:所得税1.0百万円、個人住民税0.2百万円 平成32年度:所得税1.0百万円、個人住民税0.2百万円 平成33年度:所得税1.0百万円、個人住民税0.2百万円
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 —  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 複数の空き地等が集約し、その価値を向上することにより、土地等の取引が活発化し、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備が実現する。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本特例措置が新設されなかった場合、土地等を譲渡しようとするインセンティブが働きかず、土地等の取得に係る交渉に時間を使うこととなることから、住環境の向上、都市機能の維持増進等の生活環境の整備が大幅に遅れるおそれがある。
		⑤ 税収減を是認する理由等	帰還環境整備推進法人制度と類似する制度である、都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人制度においても同様の租税特別措置が講じられており、効率的かつ円滑な土地等の取得を可能とするためには、租税特別措置を講ずることが妥当である。
		11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、一般的な住民や民間事業者等に対して帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡するインセンティブを与えることにより、空き地・空き家等に係る取引を促進しようとするものであり、租税特別措置を講ずることが妥当である。

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算措置は、住民の帰還に向けて、公共施設の整備促進、居住環境の改善等のための支援措置等を通じて、主に市町村によるまちづくりの取組を促進しようとするものである。一方、本措置は、一般の住民や民間事業者等に対して帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡するインセンティブを与えることにより、空き地・空き家等に係る取引を促進しようとするものである。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—